

「トイレの便器数に係る基準と適用のあり方に関するガイドライン（案）」 に関する意見募集について

令和8年3月27日
国土交通省総合政策局

国土交通省では、令和7年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2025」において、女性用トイレの利用環境の改善に向けた対策の推進が位置付けられたことを踏まえ、トイレの便器数に係る基準の点検・見直しに関する基本的な考え方等を取りまとめた「トイレの便器数に係る基準と適用のあり方に関するガイドライン」の策定を検討しております。

つきましては、下記の要領にて広く国民の皆様の御意見を募集いたします。お寄せいただいた御意見については、最終的な決定を行う際の参考とさせていただきます。

なお、御意見に対する個別の回答は致しかねますので、あらかじめ御了承願います。

<意見募集要領>

1. 意見募集対象

トイレの便器数に係る基準と適用のあり方に関するガイドライン（案）

2. 意見募集期間

令和8年3月27日（金）から令和8年4月26日（日）まで（必着）

3. 意見の提出方法

意見提出様式にならい、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称及び所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、次のいずれかの方法で、日本語にて意見を提出してください。

なお、電話による意見の受付は致しかねますので、御了承願います。

① 電子政府の総合窓口「e-Gov」を利用する場合

電子政府の総合窓口「e-Gov」の意見提出フォームからご提出ください。

② 電子メールの場合（テキスト形式でお願いいたします。）

電子メールアドレス： hqt-kyouseitoilet@gxb.mlit.go.jp

（件名を「ガイドライン（案）に関する意見について」としてください。）

③ 郵送の場合

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省総合政策局共生社会政策課 意見募集担当 あて

4. 留意事項

- ・ 氏名（法人又は団体の場合は名称）については、御意見の内容とともに公表させていただく可能性がありますので、ご承知おきください。公表の際に匿名を希望される場合は、意見提出時にその旨をお書き添えください。
- ・ 住所、電話番号及び電子メールアドレスについては、意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。
- ・ いただいた御意見の整理のため、可能であればご所属の分かる形で意見を提出いただくと幸いです。具体的なご所属の記載が難しい場合は、ご所属のカテゴリー（設計者、施設管理者等）の記載を検討いただけますと幸いです。

5. お問い合わせ先

国土交通省総合政策局共生社会政策課 意見募集担当

電話番号：03-5253-8307